平成２９年（フ）第２７号
三重県伊賀市緑ケ丘本町1659番地　エスポワール・エチカ　Ｂ―106号室
債務者　白井藤志夫
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第３２号
広島県尾道市長江１丁目３番５号　１階北
債務者　大村フサ子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第１２号
熊本県八代市港町73―４、住民票上の住所長崎県大村市松原２丁目69番地２
債務者　江川　幸信
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２９年（フ）第６７号
大分県別府市新港町１番29号　フジイビル401号
債務者　米村　賢一
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８０号
宮崎市堀川町67番地２　ベルトピア宮崎10―204号、前住所静岡県御殿場市神山505番地の２
債務者　早川　直起
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８９号
宮崎市月見ケ丘６丁目18番１号　レジデンス月見ケ丘103号
債務者　小屋　重春
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９５号
宮崎市潮見町149番地３、住民票上の住所東京都練馬区豊玉南３丁目24番18号　国産自動車交通（株）内
債務者　森　　康三
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２号
鹿児島県姶良市加治木町反土1532番地１　県営蔵王団地１棟304号
債務者　森岡　　修（旧姓市原）
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
鹿児島県姶良市加治木町反土1532番地１　県営蔵王団地１棟304号
債務者　森岡　立子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2057番地　ウィング21　102号室
債務者　小栗　秀子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
鹿児島県出水市六月田町701番地10
債務者　米盛　一博
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
鹿児島県出水市野田町上名7747番地
債務者　白木川真理子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
福島県須賀川市江花字二本松12番地
債務者　柏村　浩治
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２８１号
兵庫県明石市茶園場町３番２―409号
債務者　内海加奈子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
神戸市西区秋葉台３丁目14番地の７
債務者　藤原　未来
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
兵庫県明石市小久保２丁目６番地の２　プレステージ西明石駅前402号、前住所兵庫県明石市大久保町ゆりのき通１丁目１番地の１　イーストスクエアⅣ番館208号
債務者　岩田　和也
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係